

FUJIFILM FAX、プリンター、スキャナー、コピー 1台4役のApeos ※カラーコピー機Apeosrシリーズ (カラー・白黒併用機) *その他OA機器の販売・サービス お問い合わせは 富士フイルムビジネス イノベーションジャパン株式会社 成田営業所 成田市花崎町969住友生命成田ビル7F (0476)22-7211	月刊 税務・会報情報紙 ブルー成田 TAX-INFORMATION	第457号 発行人 一般社団法人 成田青色申告会広報委員会  成田市囀護台1-2-12 電話0476(22)2210(代) FAX 0476(24)2219 http://www.narita-aoiro.or.jp
--	--	---

※当会をご利用の方は必ず事前予約をお願いします。マスク着用・スリッパ持参をお願いします。

着任のご挨拶

成田税務署長 大野 美里



残暑の候、一般社団法人成田青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、成田税務署長を拝命いたしました大野でございます。前任の山本署長同様よろしくお願い申し上げます。

片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別のご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告の普及・推進や納税道義の高揚を図るため、各種説明会等の開催のほか、各市の産業まつりや成田駅前街頭キャンペーンなどでの広報活動、管内の小学生を対象とした租税教室、加えて確定申告期における青色コーナーでの青色申告勧奨の実施など、税務行政に対しまして多岐にわたるご支援を賜り、心より感謝申し上げます。私どもといたしましては、今後とも、皆様方との連携・協調関係の構築をさらに充実させる所存でございますので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。さて、話は変わりますが、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおります。

貴会におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、所得税・消費税のe-Taxの利用をはじめ、年末調整手続の電子化やキャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。結びに当たりまして、一般社団法人成田青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。



清水副署長



高木副署長



櫻井総務課長



小高 1 統括官



黒木広報広聴官



岡崎広報広聴官

残暑お見舞い申し上げます



井堀指導上席



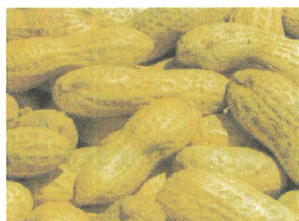
税理士による税の無料相談会

税に関する疑問や悩み事、不安なことがある方、何でもご相談ください。専門家が貴方にお答えいたします。是非ご利用ください。

記

- 1.日時 令和8年9月9日(水)
- 2.会場 成田青色申告会館
- 3.担当税理士 千葉県税理士会
成田支部 飯塚 正光 先生
- 4.相談要領 完全予約制です
相談者のご住所、お名前、相談分野を簡単に事務局までご連絡ください。締切9月3日(木) 先着5名です。

八街市落花生の
推奨品種
「千葉半立」



落花生はこだわりの

天日干し

—— ならではの美味しさ。 ——

●千葉県優良推奨落花生認定店 ●八街市優良特産落花生認定店

落花生製造・販売 **寺嶋商店**

〒289-1133 千葉県八街市吉倉 627-1

電話 043-445-5419 FAX 043-445-3386

御商談・御宴会・御食事

ひかたや支店

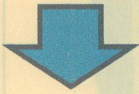
〒286-0033 千葉県成田市花崎町538

TEL 0476-22-0622(代)

FAX 0476-22-0569

【給与所得控除の最低保障額】の改正

令和7年改正：55万円→65万円（最大10万円引き上げ）
（給与収入190万円未満に適用される）



令和8年改正：65万円→74万円（最大9万円引き上げ）
（給与収入220万円未満に適用される）

- ※給与所得控除の最低保障の特例が創設され、給与所得控除の最低保障額は令和8年分、9年分に限り74万円とされています。
- ※所得税の基礎控除の引き上げは個人住民税には反映されませんが、給与所得控除の最低保障額の引き上げは個人住民税にも反映され、個人住民税における給与所得控除の最低保障額も74万円となります。

食事支給に係る所得税非課税限度額の引き上げ

従業員等に対して食事の現物支給に係る所得税非課税限度額が改正により月額4,000円引き上げられ、月額7,500円以下（改正前：3,500円以下）とされました。また、従業員等に対する深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、非課税としている1回の支給額についても650円以下（改正前：300円以下）とされました。

改正前	改正後
事業者が従業員に支給する食事のうち、従業員が食事価額の50%以上を負担かつ使用者負担額が月額3,500円以下	事業者が従業員に支給する食事のうち、従業員が食事価額の50%以上を負担かつ使用者負担額が月額7,500円以下

※所得税非課税の範囲で支給できる額が増加

名刺交換会が行われました 7/28



【会費農協口座振替指定の方へ】

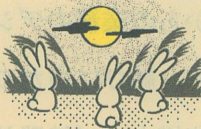
令和8年度分（令和8年4月～令和9年3月）会費15,000円を9月14日（月）にご指定の農協口座より振替させていただきます。

- 1日 全青色正副会長意見交換会
- 8日 東京国税局との意見交換会
- 9日 税の無料相談会
- 11日 県連事務局長会議
- 14日 六団体長会議
- 30日 東京地区ブロック大会



令和8年7月末日現在の会員数2,923名

寄贈のお礼
使用済切手
四街道支部



ほしい安心で「生きる」を彩る保険

あんしんパレット

引受保険会社
Aflac アフラック
募集代理店 **株式会社仲亀**
〒285-0025 佐倉市錦木町1-9-25
お気軽にお問い合わせ下さい **0120-25-9188**

『経費節減』

自動車保険料を節約

青色申告会の会員さん、その従業員の方

会員割引 10%できます

お問い合わせは（一社）成田青色申告会
元受 関東自動車共済（協）
代行 関東共済 O.K エージェンシー
TEL 0476-20-2545

株式会社 ソニックツアーズ

〒105-0012
本社 東京都港区芝大門1-3-9
芝大門第一ビル9階
TEL 03-5403-7331
〒983-0842
仙台支店 宮城県仙台市宮城野区五輪2丁目15-7
TEL 022-295-7687

安心・安全 繋がった

小規模企業共済

経営者のための積み立て退職金制度

1 将来の生活安定資金に

小規模企業共済の積み立て退職金制度を利用し、将来の生活安定資金を積み立てる。

2 無理なく積み立て

毎月1,000円から積み立て可能。途中で途中解約も可能。

3 今の経営のサポートにも

共済は全額所得控除。また、共済費は経費計上可能。経営のサポートにも。

こんな方が加入できます！

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

小規模企業共済 検索